

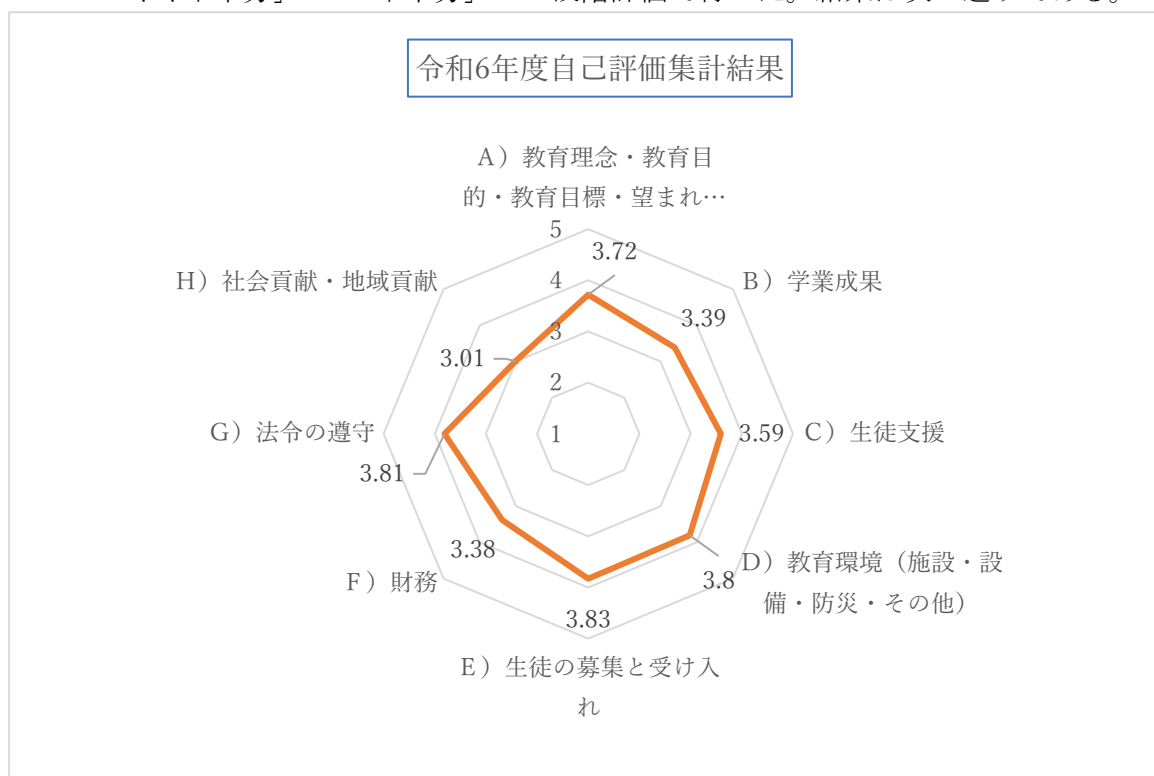
1 自己点検・自己評価についての取り組み

専修学校の学校評価制度は、平成14年の専修学校設置基準改正において「自己評価」の実施と公表が努力義務化、その後、平成19年には学校教育法において義務化されると共に「学校関係者評価」が努力義務と規定され、平成23年度より本校でも取り組むこととなった。

自己評価に取り組むにあたり、学校長を委員長、副校長推薦による各学科運営委員・専任教員・事務職員を委員とした学校評価会議を立ち上げ、厚生労働省の「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を参考に点検項目を検討し、自己点検・自己評価を行った。さらに令和4年度からは、自己点検・自己評価の機能を強化するために、卒業生による関係者評価、評価結果の公表を行うこととした。

2 自己点検・自己評価結果

自己評価は、8分野について、「5：十分」「4：ほぼ十分」「3：どちらともいえない」「2：やや不十分」「1：不十分」の5段階評価で行った。結果は次の通りである。



《課題と解決策》

評価項目は概ね平均点が3点以上で、肯定的に捉えられていると考えられる。教育環境、生徒の募集と受入れの項目で高い得点となっている。各種演習用のシュミレーション学習教材が揃っており、図書室には司書が常勤している。こうした学習環境の充実に向けた取り組みや生徒募集の取り組みが評価されたと考える。

社会貢献・地域貢献の項目で低い得点であるが、本校は高崎市医師会が運営し、学生は医師会の医療・介護施設に従事しながら資格取得を目指し学ぶため、ボランティア活動を斡旋していないという特色が反映された結果であると考えられる。学生及び地域のニーズを捉えて要望に応じ役割を果たしていく必要があると考える。

今回の結果から、さらに充実した学校運営が図れるよう改善、検討を行っていきたい。